



Title	ベトナム民間劇台本『長山遺禄』所収字喃の研究一字形の分析を中心に一
Author(s)	伊澤, 亮介
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/92228
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (伊 澤 亮 介)	
論文題名	ベトナム民間劇台本『長山遺禄』所収字喃の研究 —字形の分析を中心に—
論文内容の要旨	
<p>本稿では、19世紀から20世紀にかけて成立したと考えられる、字喃（チュノム：Chữ Nôm）文で書かれた写本であるベトナム民間劇台本『長山遺禄』の全文に対して施した国語（クオック・グー：Quốc Ngữ）による翻音、現代日本語による翻訳に基づき、そこに使用されている字喃を字形の観点から考察する。その目的は、①従来の字喃の分類法や造字法では分類できない構造を持った字形を分析し、新しい造字法の可能性を探ること、さらに、②一形態素に対して複数のヴァリエーションをもつ字喃の字形がいかに運用されるかを、勅撰の官製漢越字書である『嗣徳聖製字學解義歌』を主な比較対象として比較検討し、字形選択についての書き手の意識について明らかにすること、である。この考察により、①について、従来では「会意」に分類される字形について、形声字の義符と義符を合わせた結果生まれた字形である可能性について指摘する（第三章、第四章）。更に、声符に関して特異な構造をもつ字形の構造を分析した上で、新しい造字法の可能性を指摘する（第五章）。②について、『長山遺禄』における漢字と字喃を区別する意識が希薄であることを指摘し（第一章）、両資料の比較から、俗字の使用（第二章）、義符の運用（第四章）、声符の運用（第五章）に著しい違いが見られることを明らかにしたい。</p> <p>字喃は、漢字の字形とそのベトナムにおける読音（漢越音）に基づいて考案された、ベトナム語を表記するための文字体系である。遅くとも14世紀から20世紀まで、行政文書、文学、字典等様々な場面で用いられてきたこの文字について、これまでもベトナム内外で膨大な研究が積み重ねられており、特にその構造と造字法に基づいた分類は、研究者の数だけ違うものが提示されていると言っても過言ではない。ベトナムにおける字喃の分類法の研究について、例えばTrần (2007)は、1. 中国の六書に倣って構造を分類したもの、2. 漢越音との関連に従って分類したもの、3. 漢字をそのまま借りたものか、あるいは新造の文字か、という観点から分類したもの、4. 字喃の読音に従って分類したもの、5. 総合的に分類したもの、と整理できるとしている。しかし、これらは、どれも重視する観点が違うというだけで、互いに重なり合っている部分が多い。更に、Trần (2007)、清水(2022)では、字喃を「再利用」して造られた字形（チュノムベースの字形）をも含めてより包括的な分類表を提示している。</p> <p>字喃の字形の分類はより精緻に、より包括的になってきたが、書き手の意識という観点から考えたとき、このような分類や造字法を意識しながら文字を使っていたと考えるのは難しい。そこで、これらの分類に当てはまらない構造をもつ字喃の字形の創造というものが想定されるのであり、今後の字喃の字形についての研究は、それらを単なる例外や「誤り」として扱ったり、あるいは既存の分類に無理やり当てはめるのではなく、一字一字詳細にその字形が生まれた背景を探っていくことが求められている。そこに字喃の書き手、あるいは造字者の文字や言語に対する意識が現れると考えるからである。</p> <p>また、字喃は、一形態素に対して、複数の字形が同時に存在し、その字形は一資料中で交替するという現象が起きる。複数の選択肢がある字喃という文字をどのように運用するかという問題もまた、文字使用者の意識を探っていくという意味において検討に値すると考える。</p> <p>本稿は、序論と本論（第一章～第六章）、結論から成る。</p> <p>序論では、字喃の構造、造字法の分類について先行研究を整理しながら、本研究で使用する分類法の名称と、「字形」、「字体」という用語の定義を確認する。そして、本研究の目的と方法を述べた後に、各資料について述べる。本研究の目的は、①既存の分類法にはない構造をもつ字喃の分析とその字形が生まれた背景を探ること、②一形態素に対して存在する複数の字形をいかに運用するかを『長山遺禄』と『嗣徳聖製字學解義歌』という対照的な資料を用いて比較検討すること、である。</p> <p>第一章では、『長山遺禄』において、漢字と字喃の区別がどの程度意識されているかということを探るために、</p>	

漢語を表す漢字を別の同音異義語で置き換えている例、及び漢字の義符を省く例、さらに漢字の義符の種類を交替させる例について考察する。考察結果として、基本的には筆画を減じるという目的（筆記の経済）で行われていたそれらの操作について、書き手の漢語と字喃の区別というものは希薄であるということが明らかとなった。更にそのことが分かる現象として「巴蜀」→「𠵱蜀」という漢字の字喃による置き換えの例を示した。

第二章では、『長山遺禄』において、文字の省略に対する意識を探るため、『嗣徳聖製字學解義歌』のそれと比較しながら、略字（俗字）の使用状況について考察した。字喃は漢字と同じくその表語文字としての性格から、仮名文字のような省略が起りえない運命であったが、『長山遺禄』においては、第一章で明らかとなった、漢語の筆画の少ない同音異義語への置き換えに加えて、字喃の各構成要素に俗字（略字）を使うという方法でその「筆画の経済」性を確保していることが明らかとなった。また、その俗字の使用について、『長山遺禄』の最も大きな特徴は、その「変異俗字」（ベトナム独自の俗字）の積極的な使用にあった。一方で、『嗣徳聖製字學解義歌』においては、俗字の使用は、ほぼ一部の形声字の構成要素に限られており、「変異俗字」の使用はほぼ見られなかった。

第三章では、形声字における義符と声符の位置の交替について、何らかの意図をもってなされているか、また資料間に違いはあるかについて考察した。結果として、この現象については、先行研究でも指摘されていたように、主に「意味」を表す義符で起り、「範疇」を表す義符では一部の例外を除いては起こっていないことが確認できた。また字喃としては珍しい一方の要素が一方の要素の間に割り込む形（「𠵱」viaの字形）も見られたが、『長山遺禄』と『嗣徳聖製字學解義歌』の間には際立った違いは認められなかった。

第四章では、義符の運用についての意識を探るため、仮借字と形声字が交替する現象と、義符の種類が交替する現象について考察した。前者については、二つの資料の間に目立った違いはなかったが、「𠵱」trèという字形について、声符「雉」trīと義符「𠵱」con（語義：子ども）が結合する際に、声符、義符とも省略されて「矢」と「𠵱」が結合した「𠵱」の字形が造られたと主張する。義符として使われている「𠵱」もまた字喃であり、これは、字喃を義符とする珍しい例である。義符の種類が交替する現象について、①全く異なる意味・範疇を表す義符が交替する、②同じ、もしくは近い意味・範疇を表す義符が交替する、③字形の近似による誤りと思われる義符が交替する、の三つの場合に分けられた。『長山遺禄』の字喃で最も特徴的だったのは①の場合であり、義符の表す意味・範疇と語義が合わない字形があった。また、多くの辞書で「会意」に分類される「𠵱」thàngという字形が、例えば、形声の字喃「𠵱」thàngを声符として使い、さらにここに義符「正」を付け、声符とした「𠵱」の構成要素「尚」が省声された結果「直」と「正」が結びついたのではないかと、つまり、字喃を声符とする字喃ではないかと主張する。一方、『嗣徳聖製字學解義歌』においては、同音異義語の区別はもちろん、同じ形態素であっても細かいニュアンスの違いを義符の意味によって表現する、説明する漢語の義符に合わせる、といったかなり義符の意味の意識的な運用が見られた。

第五章では、声符の運用について考察した。『長山遺禄』において、省声を含む字形は『嗣徳聖製字學解義歌』より多く、三種類の異なる声符が交替する例が2例もあった。また、それぞれの字形も辞書には見られないものが多かった。更に、一形態素を表しているそれぞれの声符は、それが表している音に、時代や地域性を持ったものが重層的に重なっていた。そして、「𠵱」の字形は、音を表す要素「𠵱」に義符として字喃「𠵱」を加え、義符である「𠵱」が省略されて「𠵱」とされた結果、「𠵱」と「𠵱」の結合した「𠵱」が造られたと主張する。つまり、字喃を義符に使う造字法である。一方、『嗣徳聖製字學解義歌』においては、省声は、いくつかの例はあったが、やはり『長山遺禄』よりも少なく、声符の交替については、4例の内3例は声調だけが違う声符の交替だった。

以上の各章での考察に基づき、以下の2点を結論として主張する。①「𠵱」・「𠵱」・「𠵱」は、新しい造字法によって造られたと主張する。つまり、字喃を声符に使う字形（省声あり）（「𠵱」）、字喃を義符に使う字形（省声・省形あり）（「𠵱」・「𠵱」）の二つである。②字喃の運用に係る書き手の意識として、『長山遺禄』の書き手にとって、漢字と字喃の（あるいは漢語とベトナム語の）間の区別は曖昧であり、筆画を減らすために、同音異義語での置き換えや、俗字の使用、義符の省略、交替、などが「気まぐれ」に行われている。そこには、ベトナム語の音声で連想できさえすれば字形には特にこだわらないという意識が感じられる。対照的に、『嗣徳聖製字學解義歌』の書き手は、漢語を表す漢字だけでなく、見た目上は漢字と同じ字形である仮借の字喃についても、文字の簡略化の要求にあらがって俗字の使用を極力避け、正字（あるいはそれに近い字体）で統一したいという意識が見られた。また、字喃の義符の使用について、その表す意味にかなり敏感であり、特に同音異義語の区別にそれが現れていた。それは、阮朝という時代の中国文化への志向と辞書という資料の性質から来る、規範意識が根底にあると考えられる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (伊 澤 亮 介)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 教 授 清 水 政 明
	副 査 教 授 山 根 聡
	副 査 准教授 池 田 一 人
	副 査 准教授 鈴 木 慎 吾
	副 査 東京大学大学院教授 吉 川 雅 之

論文審査の結果の要旨

本論文は、19世紀から20世紀にかけて成立したと考えられる、字喃（チュノム：Chữ Nôm）文で書かれた写本であるベトナム民間劇台本『長山遺禄』の全文に対して施した国語（クオック・グー：Quốc Ngữ）による翻音、現代日本語による翻訳に基づき、そこに使用されている字喃を字形の観点から考察したものである。その目的は、①従来の字喃の分類法や造字法では分類できない構造を持った字形を分析し、新しい造字法の可能性を探ること、さらに、②一形態素に対して複数のヴァリエーションをもつ字喃の字形がいかに運用されるかを、勅撰の官製漢越字書である『嗣徳聖製字學解義歌』を主な比較対象として比較検討し、字形選択についての書き手の意識について明らかにすること、である。この考察によって、①について、従来「会意」のカテゴリーに分類されていたいくつかの字形について、それが、形声字の義符と義符を合わせた結果生まれた字形である可能性について指摘した（第三章、第四章）。更に、声符に関して特異な構造をもつ字形について、その構造を分析した上で新しい造字法についてその可能性を指摘した（第五章）。②について、『長山遺禄』における漢字と字喃を区別する意識が希薄であることを指摘し（第一章）、両資料の比較から、俗字の使用（第二章）、義符の運用（第四章）、声符の運用（第五章）に著しい違いがみられることを明らかにした。

序論では、まず字喃の構造、造字法の分類について先行研究を整理しながら、本研究で使用する分類法の名称と、「字形」、「字体」という用語の定義を行った。そして、本研究の目的と方法を述べた後に、各資料について述べた。

第一章では、『長山遺禄』において、漢字と字喃の区別がどの程度意識されているかということを探るために、漢語を表す漢字を別の同音異義語で置き換えている例、及び漢字の義符を省く例、さらに漢字の義符の種類を交替させる例について考察した。その結果として、基本的には筆画を減じるという目的（筆記の経済）で行われていたそれらの操作について、書き手の漢語と字喃の区別は希薄であるということが明らかとなった。更にそのことが分かる現象として「巴蜀」→「𠂔蜀」のような漢字の字喃による置き換えの例を示した。

第二章では、『長山遺禄』において、文字の省略に対する意識を探るため、『嗣徳聖製字學解義歌』のそれと比較しながら、略字（俗字）の使用状況について考察した。字喃は漢字と同じくその表語文字としての性格から、仮名文字のような省略が起りえない運命であったが、『長山遺禄』においては、第一章で示した漢語の筆画の少ない同音異義語への置き換えに加えて、字喃の各構成要素に俗字（略字）を使うという方法でその「筆画の経済」性を確保していることが明らかとなった。また、その俗字の使用について、『長山遺禄』の最も大きな特徴は、その「変異俗字」（ベトナム独自の俗字）の積極的な使用にあった。一方で、『嗣徳聖製字學解義歌』においては、俗字の使用は、ほぼ一部の形声字の構成要素に限られており、「変異俗字」の使用はほぼ見られなかった。

第三章では、形声字における義符と声符の位置の交替について、何らかの意図をもってなされているか、また資料間に違いはあるかについて考察した。結果として、この現象については、先行研究でも指摘されていたように、主に「意味」を表す義符で起こり、「範疇」を表す義符では一部の例外を除いては起こらないことが確認できた。また字喃としては珍しい一方の要素が一方の要素の間に割り込む形（「𠂔」viaの字形）も見られたが数は限られており、一般的傾向としては『長山遺禄』と『嗣徳聖製字學解義歌』の間には際立った違いは認められなかった。

第四章では、義符の運用についての意識を探るため、仮借字と形声字が交替する現象と、義符の種類が交替する現象について考察した。前者については、二つの資料の間に目立った違いはなかったが、「𠂔」trèという字形につ

いて、声符「雉」*trī*と義符「毘」*con*（語義：子ども）が結合する際に、声符、義符とも省略されて「矢」と「毘」となり、それらが結合して「規」の字形が造られた可能性を主張した。義符として使われている「毘」もまた字喃であり、これは、字喃を義符とする珍しい例である。義符の種類が交替する現象について、①全く異なる意味・範疇を表す義符が交替する、②同じ、もしくは近い意味・範疇を表す義符が交替する、③字形の近似による誤りと思われる義符が交替する、の三つの場合に分けられた。『長山遺祿』の字喃で最も特徴的だったのは①の場合であり、義符の表す意味・範疇と語義が合わない字形があった。また、多くの辞書で「会意」に分類される「直」*thảng*という字形が、例えば、形声の字喃「𨾏」*thảng*を声符として使い、さらにここに義符「正」を付け、声符とした「𨾏」の構成要素「尚」が省声された結果「直」と「正」が結びついたのではないかと、つまり、字喃を声符とする字喃である可能性を主張した。一方、『嗣德聖製字學解義歌』においては、同音異義語の区別はもちろん、同じ形態素であっても細かいニュアンスの違いを義符の意味によって表現したり、説明する漢語の義符に合わせてといった、義符の意味の意識的な運用の傾向が見られた。

第五章では、声符の運用について考察した。『長山遺祿』において、省声を含む字形は『嗣德聖製字學解義歌』より多く、三種類の異なる声符が交替する例が2例見られた。また、それぞれの字形も辞書には見られないものが多かった。更に、一形態素を表すそれぞれの声符は、それが表す音に、時代や地域の異なるものが重層的に重なる例が見られた。そして、「𨾏」の字形は、音を表す要素「𨾏」に義符として字喃「𨾏」を加え、その義符である「𨾏」が省略されて「𨾏」とされた結果、「𨾏」と「𨾏」の結合した「𨾏」が造られたと主張する。つまり、字喃を義符に使う造字法である。一方、『嗣德聖製字學解義歌』においては、省声は、いくつかの例はあったが、やはり『長山遺祿』よりも少なく、声符の交替については、4例の内3例は声調だけが異なる声符の交替だった。

以上の各章での考察に基づき、以下の2点を結論として主張した。①「直」・「規」・「𨾏」は、新しい造字法によって造られた。つまり、字喃を声符とする字形（省声あり）（例「直」）、字喃を義符とする字形（省形あり）（例「規」・「𨾏」）の二つである。②字喃の運用に係る書き手の意識として、『長山遺祿』の書き手にとって、漢字と字喃の（あるいは漢語とベトナム語の）間の区別は曖昧であり、筆画を減らすために、同音異義語による置き換えや、俗字の使用、義符の省略、交替、などが恣意的に行われている。そこには、ベトナム語の音声で連想できさえすれば字形には特にこだわらないという意識が感じられる。対照的に、『嗣德聖製字學解義歌』の書き手は、漢語を表す漢字だけでなく、見た目上は漢字と同じ字形である仮借の字喃についても、文字の簡略化の要求にあらがって俗字の使用を極力避け、正字（あるいはそれに近い字体）で統一したいという意識が見られた。また、字喃の義符の使用について、その表す意味に敏感であり、特に同音異義語の区別にそれが現れていた。それは、阮朝という時代の中国文化への志向と辞書という資料の性質から来る、規範意識が根底にあると考えられる。

以上の内容に関し論文審査担当者より、①当該文書の書き手と読み手の関係性、②ベトナム語の規範化の歴史や中央と地方の言語変異がどの程度文字資料として残され、その中にいかに位置づけられるか、③新たに提案された造字法の妥当性（特に字喃ベースの省声）をいかに証明するか、④先行研究との差異の明確化、⑤他の漢字系文字との比較の必要性、⑥用語整理と論理性の不足が見受けられる箇所がある、等の問題点をより明確に示すべきであるとの指摘があった。

以上のような問題点を残すものの、①本論文は、従来の字喃の分類法では分類できない構造を持った字形の構造を分析し、新しい造字法の可能性を探った点、②一形態素に対して複数の変異を持つ字喃の「字形」がどのように運用されたかを考察し、字形選択における書き手の意識について明らかにした点、そして、③字喃の字形の系譜——影響や継承関係——の体系的な解明が学術的に可能であり、かつ有意義なものであることを示した点が高く評価されることが審査担当者より指摘され、本論文が博士(言語文化学)学位授与にふさわしい論文であると判断された。